

分収造林変更契約締結の流れ

◎変更内容に同意

①同意書の提出

• 正副2通に押印（登録印鑑）。
• 内1通に収入印紙200円「を貼付け消印し造林公社へ返送をお願いします。

①分収造林変更契約書締結
(契約期間延長が必要な場合は、
地上権変更登記申請。)

①造林公社
が作成し、
原本を送付。

受 理
分収造林変更契約書締結完了。

②、③書類一式確認後、
押印（登録印鑑）して
いただき、①、⑤、⑥、
④（該当の場合）と併せ
て返送をお願いします。

地上権変更登記申請書類

- ②登記原因証明情報
- ③委任状
- ④地縁団体証明書
(地縁団体の場合)
- ⑤印鑑登録証明書
(個人、団体、会社・法人によって取得
場所が違いますのでご注意ください。)
- ⑥権利書又は
登記識別情報通知
(何らかの理由で提供出来ない場合は、
「事前通知制度」により法務局が直接
土地所有者に確認します。

②、③の書類は、
造林公社が作成し
送付します。

受 理
法務局へ地
上権変更登
記申請。
登記完了。

鳥取地方法務局
倉吉支局
米子支局

地上権変更
登記完了証
送付。

法務局から、
事前通知。
受取後署名
押印し、法
務局へ返送。

土
地
所
有
者

公
益
財
団
法
人
鳥
取
県
造
林
公
社